

愛努民族文化財團的台灣研習： 背景與整體報告

アイヌ民族文化財團の台湾研修：その背景と全体報告

The Foundation for Ainu Culture's Study Visits to Taiwan: Background and Overall Report

文・圖 | 落合研一（北海道大學愛努・先住民研究中心准教授）

譯者 | 廖彥琦（元雅貿易公司職員）

文責・図 | 落合研一（北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授）

訳者 | 廖彥琦（元雅貿易会社員）

日本では2020年7月、国立アイヌ民族博物館などを含む「民族共生象徴空間」、アイヌ語の愛称「UPOPOY（おおぜいで歌うこと）」が北海道白老町に開設された。UPOPOYは、アイヌ民族に関する理解促進とアイヌ文化の復興・創造等の拠点となるナショナルセンターであり、2019年4月に制定された「アイヌ施策推進法」に基づき、UPOPOY構成施設の管理、アイヌ文化の振興等の業務を「適正かつ確実に行うことができる」国内唯一の法人として国から指定された公益財団法人アイヌ民族文化財団（以下「財団」）によって運営されている。財団の常本照樹理事長が、UPOPOYの魅力が高めるために台湾の先進的な取組に学ぼうと、台湾研修を企画したところ、UPOPOYでアイヌ文化の実演に従事している職員等が参加することになった。なお、今

日本2020年7月在北海道白老町開設了涵蓋國立愛努民族博物館在內的「民族共生象徴空間」，愛努語暱稱為「UPOPOY（意指大家一起唱歌）」。UPOPOY是一做為理解促進愛努民族與復興、創造愛努文化等據點的國際中心，以2019年4月制定的《愛努施策推進法》為基礎，由國家指定、做為「能夠適當公正且確實執行」UPOPOY組織設施的管理、愛努文化振興等業務的國內唯一法人，即公益財團法人愛努民族文化財團（以下簡稱為「財團」）負責營運。財団の常本照樹理事長，為了提升UPOPOY的魅力，想要學習台灣先進的做法，因而規劃了此次台灣研習，邀集在UPOPOY從事愛努文化



2016年6月、当時の内閣官房の松永明内閣審議官（左から5人目）と内閣官房アイヌ総合政策室の職員がイチャン・パルー原民會主任委員を表彰訪問。その後、九族文化村や園區を視察。
2016年6月、當時の内閣官房松永明内閣審議官（左起第5位）與內閣官房愛努綜合政策室的職員拜會原民會主任委員夷將・拔路兒 Icyang・Parod。之後參訪九族文化村與園區等。

回の参加者には、アイヌ民族と和人（日本語を母語とする者）が含まれている。

財団の常本理事長と参加者に、北海道大学アイヌ・先住民研究センター（以下「北大センター」）の佐々木利和先生と筆者を加えた一行は、2023年2月26日～3月3日の旅程で、台北市、南投縣、屏東縣の原住民族の集落や展示施設等を訪問したが、研修2日目に國立政治大學原住民族研究中心（以下「政大中心」）を訪問した際、黄季平主任のご厚意で、『原教界』の本号と次号に「台湾研修報告」を連載していただけることになった。そこで、参加者たちと相談し、まず筆者から研修の背景等を説明させていただき、その後に「UPOPOY職員が紹介するUPOPOYの魅力」（本号）と、台湾研修報告の台北編および九族文化村・原住民族文化園區編（次号）を掲載していただくことにし

實際演出的工作人員參加。又，這回參加者當中也包括愛努民族與大和民族（以日本語為母語者）。

參加者與財団の常本理事長、北海道大學愛努・先住民研究中心（以下簡稱為「北大中心」）的佐々木利和教授，加上筆者一行人，在2023年2月26日至3月3日的行程中，拜訪了台北市、南投縣、屏東縣的原住民族部落與展示設施等。在研習第2天拜訪國立政治大學原住民族研究中心（以下簡稱為「政大原民中心」）之際，承蒙黃季平主任的厚意，得以在本期與下一期的《原教界》連載〈台灣研習報告〉。因此，與參加者討論後，決定由筆者先說明研習背景等，其後刊登〈來自UPOPOY工作人員的

た。報告より先にUPOPOYを紹介させていただくのは、本誌読者の皆さまにUPOPOYを訪れていただきたいからだが、このような原稿を初めて執筆する参加者たちが、「印象的だった訪問先の施設や取組について、職場であるUPOPOYと比較しながら説明したい」と希望したためでもある。

台湾研修の背景

アイヌ民族は、明治維新において成立した新政府が1869年に「北海道」という名称を決定する以前から、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語や文化を育んできた民族である。このことは、1997年3月に裁判所、2008年6月に国会と内閣によって正式に認められ、「アイヌ施策推進法」にも明記されている（同法の制定経緯及び内容等については、本誌83号70頁、88号78頁（常本）、82号78頁、92号78頁（落合）を参照）。

2007年4月に設立された北大センターは、同年10月に政大中心と学術交流協定を締結して研究交流をスタートさせたが、2009年12月には内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が設置され、UPOPOYに関する具体的検討もスタートした。以来、同会議の委員となった常本センター長（当時）と佐々木教授（当時）は、政大中心や原住民族委員会にご協力いただきながら、北海道アイヌ協会や内閣官房アイヌ総合政策室の職員等と共に、台湾の原住民族に関する展示施設等の視察を重ねてきた。UPOPOYにはアイヌ文化の実演施設や体験プログラムも用意されているが、その設計や企画には原住民族文化園區（以下「園區」）や九族文化村の視察経験が大きく影響している。

UPOPOY魅力紹介（本期）、與台湾研習報告の台北篇以及九族文化村・原住民族文化園區篇（下一期）。第一次寫出這樣文章的參加者透過報告先介紹UPOPOY，是希望本期讀者能前來造訪UPOPOY，不過他們也希望「在試圖說明有關印象深刻的拜訪單位的設施與組織的同時，也能與作為職場的UPOPOY加以比較」。

台湾研習背景

愛努民族，從明治維新成立的新政府於1869年決定「北海道」此一名稱以前，就已經定居在日本列島北部周邊，特別是北海道，是一孕育出獨特語言與文化的民族。此一事實，經1997年3月法院、2008年6月國會與內閣正式承認，在《愛努施策推進法》也有明文記載（關於此一法律的制定經緯與內容等請參照本刊83期70頁、88期78頁（常本）、82期78頁、92期78頁（落合））。

2007年4月北大中心設立，同年10月與政大原民中心締結學術交流協定，開啟了研究交流，但要到2009年12月由內閣官房長官主持的「愛努政策推進會議」設置之後，有關UPOPOY具體的研討才有所展開。之後，作為此一會議的委員常本中心主任（當時職稱）與佐々木教授（當時職稱），除了承蒙政大原民中心與原住民族委員會等的協助，也多次與北海道愛努協會以及內閣官房愛努綜合政策室的職員一同考察參訪台灣原住民族相關展示設施等。在UPOPOY



2018年6月，當時の公益社団法人北海道アイヌ協会の加藤忠理事長（前列左端）や内閣官房アイヌ総合政策室の職員がイチャン・パルー原民會主任委員を表敬訪問。その後、園區等を視察。
2018年6月，當時公益社団法人北海道愛努協會的加藤忠理事長（前排最左邊）與內閣官房愛努綜合政策室職員拜會原民會主任委員夷將・拔路兒 Icyang・Parod。之後，到園區等參訪。

なお、台湾において原住民族に関する国立博物館の新設が決定された後、原住民族委員会のイチャン・パルー主任委員も、建設予定地選定の参考となさるため、UPOPOYの設立候補地だった平取町と白老町を2016年9月に視察なさっている。

北大センターの設立当初から定年退職なさるまでセンター長を務め、2020年6月に財団の運営責任者となられた常本理事長は、来場者に再訪したいと思っていただけるUPOPOYにするため、UPOPOYの職員を台湾に連れて行き、文化の実演に臨む姿勢や来場者を歓迎する心意気等を学ばせたいと考えておられた。今回の台湾研修は、台湾と日本の渡航制限が緩和された期をたがえず、新型コロナウイルスのパ

也興建了愛努文化實際演出的設施或安排體驗課程等，在相關設計與規劃上，原住民族文化園區（以下簡稱為「園區」）與九族文化村的考察經驗產生了很大的影響力。另外，在台灣決定新建國立原住民族博物館之後，原住民族委員會主委夷將・拔路兒 Icyang・Parod為了參考興建預定地的選定，2016年9月也到預定設立UPOPOY的平取町與白老町進行考察。

自北大中心成立之初到退休擔任中心主任、2020年6月轉任經營財團的負責人常本理事長，為了打造一個訪客能夠有再次造訪意願的UPOPOY，因此帶著UPOPOY的工作



写真①：研修初日、新北市烏來區で編織協會の皆さんと交流。
照片①：研習第1天，在新北市烏來區與編織協會的成員交流。

ンデミックによってかなわなかった念願をようやくかなえたものであった。

台湾研修の全体報告

紙幅の関係で、訪問先での詳細については次号の参加者からの報告に委ね、ここでは旅程のみ説明させていただく。

台湾における研修初日の2月27日は、新北市烏來區を訪れ、原住民編織協會に所属するタイヤル族の皆さんから、伝統的な織物の製作を生業として成立させるための工夫や課題について教えていただいた【写真①】。

28日は、順益台湾原住民博物館を訪問し、復元されたスレート（石板）家屋にプロジェクトマッピングで動画を重ねて建築手順を伝えるなど、文化的特徴をわかりやすく伝える展示の工夫を見学した。その後、故宮博物院・国立臺灣博物館において混雑やバリアフリーに対応した展示の工夫を視察し、午後に政大中

人員來到台灣，希望大家能夠學習面對文化實際演出應有的態度以及歡迎訪客的心意。此次台灣研習幾乎是在台灣與日本放寬出入境限制的時間點舉辦，先前因大規模流行COVID-19而未能實現的心願，終於能夠在這次實踐達成。

台灣研習整體報告

因篇幅關係，有關拜訪單位的詳細內容，將交由參加者在下一期報告，這裡僅就行程的安排做說明。

在台灣研習的第一天2月27日，拜訪新北市烏來區，參加原住民編織協會的泰雅族成員，在談及為使傳統織物的製作技藝轉作生計所嘗試的方法與課題上，與我們交流了許多經驗【照片①】。



写真②：研修2日目、林先生・黄先生の講義後に政大中心前で記念写真。
照片②：研習第2天，林教授、黄教授演講後，在政大原民中心前留影紀念。

心を訪問して、前主任の林修澈名誉教授と黄主任から原住民族言語教育で使用する教科書編纂等について講義していただいた【写真②】。

3月1日は九族文化村【写真③】、研修最終日の2日には園區【写真④】を訪れ、原住民族に関する「モノ（文物）」の展示、諸民族文化の実演を見学するとともに、体験プログラムにも参加した。参加者には、水転写デカールを使って腕に刺青の文様を貼りつけたり、伝統衣装を着て施設内を歩いたりするだけでも、民族文化に親しんだと実感できたことが印象的だったようである。

帰国後、台湾研修に参加しなかった職員に研修の成果を伝える報告会が実施されたが、そこでは、各訪問先の施設や取組の紹介だけでなく、「すべての訪問

28日，拜訪順益台灣原住民博物館，博物館以光雕投影方式，將動態影像投影在經修復的石板屋上，呈現建造過程等內容，讓我們學習到如何以淺顯易懂的方式展現文化特色的巧思。之後，在故宮博物院與國立臺灣博物館，則考察可應對人潮擁擠與無障礙環境的展出規劃，下午前往政大原民中心，前主任林修澈名譽教授與黃主任講授了在原住民族語教育中使用的教科書編纂等課題【照片②】。

3月1日到九族文化村【照片③】，研習的最後兩天則參訪了園區【照片④】，在參觀有關原住民族「文物」展示以及各民族文化實際演出的同時，也參加了相關的體驗課程。對參加者來說，即使只是使用轉印貼紙在手臂上貼上文身圖案，或者



写真③：研修3日目、九族文化村で福球刺を体験。
照片③：研習第3天，在九族文化村體驗刺福球。



写真④：研修最終日、園區のナルワン劇場で文化の実演に従事している皆さんと交流。
照片④：研習最後一天，在園區naruwan劇場與從事文化表演的工作人員進行交流。

先で心から歓迎していただいて本当にうれしかったので、今後は来場者に笑顔で接して、来てよかったと思っていただけるようにしたい」、「来年も必ず台湾に学び（遊び）に行く」といった決意表明も相次いだ。参加者たちは、今回の研修をとおして、UPOPOYの職員としてあるべき姿勢をそれぞれに自覚できたようである。

筆者は、今回の訪問先と交流を重ねてきた経緯もあって、事前研修で原住民族に関する法制度や近年の政治的動向について講義し、台湾にも同行して訪問先の見学ポイントを説明するなど、研修をサポートさせていただいたが、すべての訪問先で財団の参加者と同様に「熱烈歓迎」していただいた。筆者にとっては、訪問先の皆さまと約4年ぶりによく再会できた喜びもひとしおだったが、UPOPOYの構想段階から惜しめない協力をい

穿著傳統服裝在園區內走著，都能讓人真切感受接觸了在地的民族文化而留下深刻的印象。

回到日本後，向沒參加台灣研習的工作人員舉行了發表研習成果的報告會。在發表會中，不只是介紹各個拜訪單位的設施與組織，而是接二連三地表明「所有參訪單位都是誠心誠意地歡迎我們，實在很開心，因此我們決定今後也要以笑容迎接訪客，也想要讓他們覺得能來這裡真是太好了」、「明年也一定要再去台灣學習（玩）」等決心。參加者透過這次研習，身為UPOPOY工作人員應有的態度也各自愈來愈有自覺。

由於筆者與此次拜訪單位一直有著多次交流的緣故，在行前研習中，負責講解有關原住民族法律制度與近



2015年3月、当時の小山寛参事官（右から4人目）をはじめとする内閣官房アイヌ総合政策室の職員が園區や台東の原住民族地方博物館等を視察（職名は当時）。
2015年3月、以當時的小山寛参事官（右起第4位）為首の内閣官房愛努綜合政策室職員到園區與台東原住民族地方博物館等考察（所列職稱皆為當時職稱）。

ただいてきた皆さまとの10年以上におよぶ交流の歳月に思を致し、UPOPOYの開設をご報告でき、その職員と一緒に再訪できたという感慨もまたひとしおであった。今回「も」お世話になった皆さま、改めて「多謝多謝」！そしてこれからも「請多多指教」。◆

作者簡介

落合研一 OCHIAI Ken-ichi
北海道大学アイヌ・先住民研究センター
准教授

1975年新潟県新潟市に生まれる。北海道大学法学部に入学した1999年より札幌市在住。同大学大学院法学研究科博士後期課程を中途退学し、2011年2月に同大学アイヌ・先住民研究センター助教に就任。2014年4月より現職。専門は憲法学。

中華民国憲法やアメリカ合衆国憲法のように、原住民族やIndian Tribeといった法的身分が憲法に明記されていない日本国憲法のもとでのアイヌ政策の可能性について研究。センター着任後は、「北海道アイヌ生活向上推進方策検討会議」の委員や、内閣官房アイヌ政策推進会議内に設けられた「民族共生象徴空間への多様な参画の確保方策検討部会」の座長（アイヌ・先住民研究センターの北原次郎太准教授との共同座長）を務め、憲法だけでなく、国際法、国際人権法、知的財産法等にも視野を広げながら、アイヌ民族や国内法制度の実情に即した具体的施策について提言。北海道大学法学部では、日本国内の法学部で唯一の「先住民法」の講義を担当。（写真は2013年11月屏東原住民族文化園區で撮影）



落合研一 OCHIAI Ken-ichi
北海道大学愛努・先住民研究中心准教授
（副教授）

1975年出生於新潟縣新潟市。1999年入學北海道大學法學部後居住於札幌市。同大學大学院法學研究科博士後期課程中途休學，2011年2月就任同大學愛努・先住民研究中心助教。2014年4月起就任現職。專攻為憲法學。如同中華民國憲法或美國憲法，日本國憲法沒有在憲法中明文規定原住民族或Indian Tribe如此法律身分，本人於該憲法情況之下，研究愛努政策之可能性。就任中心職務後，擔任「民

族象徴空間之多樣參與確保方案檢討部會」主持人（與北海道大學愛努 先住民研究中心的北原次郎太副教授同為共同主持人），不限於憲法，也拓展視野到國際法、國際人權法、智慧財產法等，針對符合愛努民族或國內法制度的實情的具體性政策實施提出建言。在北海道大學法學部，擔任日本國內法學部中唯一的「先住民法」課程。（於2013年11月屏東原住民族文化園區留影）